

新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

新発田市地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、環境省境省補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」(以下「環補助金」という。)を活用し、新発田市の再生可能エネルギーに関する事業の実現性を調査し、2050年を見据えた地域における再生可能エネルギーの将来ビジョン、脱炭素社会に向けての構想を取りまとめ、本市の中期(2030年)及び長期(2050年)の再生可能エネルギーの導入目標を策定することを目的とする。

3 契約内容

(1) 委託契約期間

契約締結日から令和5年1月25日(水)まで

(2) 契約上限額

9,977,000円(消費税含む)

4 業務内容

(1) 情報の収集及び現状分析

地球温暖化をめぐる国内外の動向を整理するとともに、本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を実施する。

ア 自然的・経済的・社会的条件の整理

イ 本市の温室効果ガス排出量・吸収量に関する推計

ウ 再生可能エネルギーの導入に関する基礎情報及び現状分析

エ 温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析

オ アンケート調査

地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度や取組状況等を調査すること。なお、調査に係る事務及び費用については全て受託者の負担とする。

○調査対象 住民：2,000人程度(20歳以上の市民)、事業所：200事業所程度

(2) 将来の温室効果ガス排出量・吸収量に関する推計

本市の社会・経済特性等を踏まえて、現況のエネルギー起源の温室効果ガス排出量を部門別(産業・業務・家庭・運輸・廃棄物)に推計するとともに、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量(現状趨勢ケースBAU)について推計を行うこと。また、市内の吸収源による温室効果ガス吸収量についても推計する。推計にあたっては、環境省が定めるマニュアルを参考に行うこと。なお、マニュアルが改定された場合には、最新版を参考に推計すること。

- 「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料 Ver.1.0」(令和3年3月環境省大臣官房環境計画課)
 - 「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」(令和3年3月環境省大臣官房環境計画課)
- (3) 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- 地球温暖化をめぐる国内外の動向や本市の特性(地域特性・再エネ特性等)、温室効果ガス排出量・吸収量の推計結果を踏まえ、中期目標の2030年マイナス46%と長期目標の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを実現した将来ビジョンを作成すること。さらに脱炭素シナリオを複数案作成し、シナリオに沿ったエネルギー消費削減量、再生可能エネルギー導入量、経済効果、導入費用及び温室効果ガス排出量を推計すること。
- また、エネルギー、廃棄物、都市計画、産業振興、交通、防災及び福祉など様々な分野における行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、カーボンニュートラルの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討すること。
- (4) 再生可能エネルギー導入目標の設定
- ア 再生可能エネルギーポテンシャル調査

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。また、調査結果は下記の観点から評価すること。

 - ①全エネルギー消費量に占める割合
 - ②原油換算量
 - ③二酸化炭素排出削減量
 - イ 再生可能エネルギー技術の動向調査

最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査を行い、とりまとめること。
 - ウ 将来のエネルギー消費量の推計

エネルギー消費量の指標となるデータをもとに各部門(産業・業務・家庭・運輸・廃棄物)の将来のエネルギー消費量を推計する。推計を行う際には、温室効果ガス排出量の削減対策の効果等についても考慮すること。
 - エ 再生可能エネルギー導入目標の設定

再生可能エネルギー導入の基本理念、基本方針、数値的な中期導入目標及び長期導入目標を検討すること。
- (5) 施策及び指標・体制の検討
- 将来ビジョン・脱炭素シナリオ及び再生可能エネルギー導入目標の検討結果を踏まえて、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けた施策を提案すること。また、具体的な取組、効果や進捗を把握するための指標、取組を推進するための体制を検討すること。
- なお、指標の検討に当たっては、本業務終了後の進捗管理の際に推計業務を行うことができるように、その根拠となる数値が国・県などの公表値であり、かつ年1回以上の頻度で公表されるものを設定するように努めること。また、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

また、策定した施策については、市民、市内事業者に対し、普及展開を行う手法を検討すること。

(6) 有識者会議の開催支援

温室効果ガス排出量実質ゼロの実現のために再生可能エネルギーに関する施策や導入目標に関する検討を行う会議の開催支援を行うこと。会議は、3回程度開催する予定とし、全回出席し、資料提供、助言及び議事の要点記録を行うものとする。議事の要点記録は、後日速やかに委託者へ提出する。会議等の回数が増えた場合も、原則として出席し、資料提供及び助言を行うものとする。

なお、会場費及び委員への謝礼金等は業務委託に含まないものとする。

5 報告書作成

上記業務内容を踏まえ、「新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略（仮称）」としてとりまとめるとともに、概要版を作成すること。また、検討経緯等を取りまとめた業務報告書を作成すること。

6 成果品

- (1) 新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略（仮称）
印刷物(A4版) 20部、電子データ一式
- (2) 新発田市地域再生可能エネルギー導入戦略（仮称）概要版
印刷物(A4版) 20部、電子データ一式
- (3) 業務報告書
印刷物(A4版) 3部、電子データ一式
- (4) 業務に用いた統計資料及び参考資料
電子データ一式（当該部分の抜粋で可）

電子データの仕様については、以下のとおりとする。

- (1) Microsoft社 Windows10上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
文章：Microsoft社 Word(ファイル形式はWord 2016)
計算表：Microsoft社 Excel(ファイル形式はExcel 2016)
- (3) (2)による成果物に加え「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

7 補助事業採択前準備行為

本プロポーザルは、令和4年度環境省補助事業「地域脱炭素に向けた省エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う準備行為であり、本業務委託における事業採択がされた場合に、受託候補者と契約を行うものとする。(ただし、契約時点においても受託候補者がプロポーザル参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル参加要件を一項目でも満たしていなかった場合は失格とする。この場合においては、受託候補次点者以下のプロポーザル参加要件をすべて満たす者と契約を行うものとする。)

なお、本業務委託における事業採択がされなかった場合には契約を行わないものとする。この場合、本プロポーザルに要したすべての費用について、新発田市に請求することができず、本プロポーザル参加者が負担するものとする。

8 その他

- (1) 本事業は、環境省補助金を利用して行うものであり、当該事業実施要領及び交付規程等に基づき実施すること。
- (2) 業務の遂行にあたり、適宜打合せ協議をすること。